

山 村 振 興 計 画

平成 2 3 年 3 月
(平成 2 7 年 3 月 変更)
(平成 2 8 年 3 月 変更)

福 井 県 大 野 市

目 次

I. 地域の概況	1
II. 現状と課題	2
III. 振興の基本方針	2
IV. 振興施策	3
V. 産業振興施策促進事項の記載について	
VI. 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	6

山村振興計画書

都道府県名	市町村名	作成年度
福井県	大野市	平成27年度
振興山村名	下穴馬村、上穴馬村 (旧和泉村)	
指定番号	第553号	

I. 地域の概況

振興山村地域は、福井県の東端にあつて岐阜県に境を接し、東西20km、南北18km、面積332.38k㎡である。本地域の中央を岐阜県境に源を発する九頭竜川が東西に貫流し、これに大小の河川が合流している。中央部に九頭竜川をせきとめた九頭竜ダムがあり、鷺、山原、石徹白、三面、知奈洞の各ダムがそれぞれ大小の人造湖を形成している。

地形はおおむね急峻で、当地域最高峰の荒島岳(1,523m)をはじめ、左門岳、滝波山、平家岳、毘沙門岳など1,000m級の山岳が周囲にそびえている。

日本海側特有の気候で、夏季も比較的晴天が少なく、冬季の曇天降雨降雪の多い寒冷多雨型である。年間降雨量は1,500mm～2,500mmあり、積雪期間は11月下旬から3月下旬でその量は1m～2m、多い時には3mに達することもある。

本地域における人口は541人(平成22年国勢調査)で、人口密度は1.6人/k㎡である。昭和35年に5,266人であった人口はダム建設に伴う水没移住などによって半減し、ダム完成後の昭和45年には2,453人(53.4%減)となった。その後も人口は減少傾向を続け、昭和45年から平成22年の間において、日本亜鉛鉱業(株)中竜鉱業所の採掘中止に起因する減も含めて1,912人(77.9%)の減少となっている。また人口の減少とともに高齢化が目立ち、昭和35年における65歳以上の高齢人口は6.8%であったのに対し、平成22年においては36.4%となっている。

本地域の面積の94.3%にあたる31,341haが山林で、農用地は河川に沿ってわずかしがなく、面積では1.1%に過ぎない。田、畑など合わせてわずか33haにすぎず、山間地であることから稲作を中心とする耕種農業の生産性は低く、今後においても規模拡大を図るための開発可能地は少ない。

林業においては、昭和30年代まで薪炭生産地帯であったため、造林が遅れており人工造林率は29.5%と県平均の40.1%を下回っている。保有形態は、国有林23.7%、公有林7.0%、私有林69.3%という構成であるが、私有林の3分の2は本地域外の地権者の所有となっている。

また、本地域には亜鉛、鉛を産出する日本有数の鉱山があり、最盛期には亜鉛約20,000t/年、鉛約1,300t/年の精鉱を産出してきたが、昭和62年に事実上閉山となった後、平成元年より展開していた鉱道や採掘場の一部を利用した観光事業も、平成18年11月

限りで営業を終了した。

労働力人口も総人口の減少に比例して年々減少しており、昭和 35 年の 2,962 人から平成 22 年には 288 人に減少し、労働力人口にも高齢化現象が進んでいる。

II. 現状と課題

振興山村地域においては、昭和 44 年に振興山村に指定されて以来、第一期から第四期の山村振興計画に基づき、道路交通網、産業の生産基盤、農業経営近代化施設及び観光レクリエーション施設などの整備を重点施策として実施してきた。その結果、農林業の基盤整備、機械化によって労働力の省力化が図られるとともに、道路の改良・舗装や観光施設の充実などによる観光客の増加が促進された。

しかしながら、基盤産業であった農林業の経営規模が零細で、ほとんどの世帯が農林外所得により生計を維持している。しかも特別豪雪地帯であり、積雪期間が長く、道路事情も悪く、諸生産活動を停滞させるなど過疎化の大きな要因となっている。

このような本地域の実情から、森林、農用地の保全については、近年、特に従事者の高齢化と減少などにより限界に達している。今後は、一層の近代化、高度化を図るとともに、後継者の育成や農林水産業と観光・商工業との連携を強化するなどにより、所得の増加と総合的な農林水産業の育成を図る必要がある。

また、高速交通網の進展に伴い、中京方面からの流入も増加の傾向にあるとともに、本地域を訪れる観光客は年間約 70 万人あり、主要産業となった観光サービス業であるが、近隣市町村においても類似施設の整備が進み、観光客のニーズも多様化してきていることから、施設の付加価値を高め、個性のある観光地として、他地域との差別化を図っていくことも重要な課題となっている。

III. 振興の基本方針

振興山村地域においては、これ以上人口規模を減少させないことに加えて、活力を支えていく交流人口の増加が重要となっている。中部縦貫自動車道「大野油坂道路」が平成 27 年 4 月に全線事業化となり、今後は、全線開通に向けた整備を行うことから、名古屋・大阪・東京圏との広域的交流、地域連携の強化や産業経済の発展を図る。「福井県の東の玄関口」という地理的強みを活かし、九頭竜川の源流に代表される自然環境や、人と人との触れ合いが残る生活環境の豊かさ、地域ならではの文化や食といった魅力を磨き上げ、住民が自らこの地に誇りを持つとともに住民の取り組みにより、交流人口を増やし、定住人口の維持に結びつけていく。

そのためには、まず、住民が安心して日常生活を送り、地域に定着し続けることができるよう、医療、防災・消防、住民福祉、公共交通及び除雪の体制を確保し、維持していくことが重要である。集落の活性化を図りつつ、地域ぐるみでの支え合いや見守りといった方法を含め、体制を維持していくことに重点を置く。

また、雇用機会の創出と住民所得の向上を図り、新たな定住につなげていくために、これまで積極的に整備してきた自然志向型の通年滞在型観光レクリエーション基地を活かし、観光業と農林水産業など地域産業の連携による地域の活性化や、都市との交流に取り組んでいく。

各種施策の実施にあたっては、振興山村地域が国土保全、水源のかん養、自然環境の保全などの重要な役割を担っていることを踏まえ、開発と保全の調和を図るとともに、森林の適正管理のための基幹的な林道網の整備、間伐・除伐などの保育作業と利用間伐を積極的に推進していく。

活力に満ちた山村づくりのために総合的な施策を展開していくことを通して、第五次大野市総合計画に掲げる将来像「ひかりかがやき、たくましく、心ふれあうまち」の実現を目指すものとする。

これらを達成するための重点振興施策は次のとおりとする。

- ①道路交通網の整備
- ②生活環境基盤と体制の整備
- ③地域資源を活かした観光施策
- ④都市住民との交流の促進

IV. 振興施策

1 交通施策

市道について、地区住民の利便性と安全性を確保するため、生活道路の維持管理を行う。

冬期間の交通を確保するため、除雪機械を更新し適正な除雪体制を維持する。

JR越美北線の利用促進のため、利用しやすいダイヤ及びサービスの向上を関係機関に働きかけるとともに、市営バスとの連携を図る。

2 情報通信施策

和泉情報通信施設を適切に管理運営する。

事業者との連携による移動通信用鉄塔の整備などにより、携帯電話不感地域の解消を図る。

電子化された土地や家屋の現況図を異動更新するとともに、必要に応じて未整備エリアの電子化を行う。

3 産業基盤施策

造林保育など森林管理の適正化を図るため、森林基幹道及び森林管理道を整備する。

4 経営近代化施策

振興山村地域の特産物の穴馬かぶら、穴馬スイートコーンの栽培を奨励するとともに、6次産業化の推進などによって、農家等の所得向上と新たな雇用の創出を図る。特用林産物については、特に九頭竜マイタケの生産拡大を推進するとともに、加工による高付加価値化及び販売流通経路の開拓を促進する。

5 地域資源の活用に係る施策

国の山村活性化支援交付金を活用し、振興山村地域に自生する山菜やキノコの資源化に取り組み安定的な供給体制を構築する。併せて、これらの未利用資源と九頭竜マイタケ、穴馬スイートコーン、穴馬かぶらといった従来からの特産農林産物を活用した加工商品や料理方法の企画開発を行うとともに、加工商品の生産体制を構築し、道の駅等の地域内施設での販売、都市部レストラン等への販路開拓を通して、地域資源の利用拡大を図る。

このことにより、新たな地場産業を創出することができれば、新たな雇用の場が生まれ、原料を提供する農林業者の所得の向上にもつながり、さらには高齢者への生きがいづくりや都市部との交流人口の増加に期待ができる。

6 文教施策

小・中学校において、総合的な学習の時間を中心にふるさとの歴史に関する学習や自然体験、農林漁業やものづくりなどの産業体験、伝統文化の継承など地域ならではの学習の充実に努める。

また、家庭や地域の教育力を高めるため、各人の個性と能力を伸ばす特色ある講座や学級の開設など、さらに公民館活動を活発化させ、地域における生涯学習を推進する。

「大野市化石保護規則」の周知に努めるとともに化石の調査研究ができる体験施設の整備を図る。

振興山村地域の博物館施設2館（笛資料館、和泉郷土資料館）の充実に努めるため、整備統合を進める。

江戸時代から明治時代にかけて日本有数の銅山であった面谷鉦山の跡地の風化が徐々に進んでいるため、鉦山跡の歴史的価値について検証を進める。

7 社会、生活環境施策

和泉診療所において、医師の確保と医療機器などの整備を行うとともに、新しいシステムに的確に対応した医療体制の充実に努める。診療所では一次医療のみで高次医療については地域外の医療機関となるため、IT技術を活用した遠隔地医療システムの確立に努める。

振興山村地域に整備されている簡易水道施設の更新や増補改良を行い、安全で安心な飲料水の供給に努める。

合併処理浄化槽の整備を促進する。

放課後児童クラブの充実など児童福祉施策を推進する。

福祉に関心を持ち、ボランティア活動などを行う機運を高めるよう住民の意識改革を行っていく。

福祉施設のみならず公共的な空間について段差の解消などバリアフリー化を推進する。

住民の生命と財産を火災などから守るため、消防ポンプ置場や消防自動車などの整備とともに消防緊急通信指令施設の整備を推進する。

同報系防災行政無線を和泉情報通信施設に接続し、市内全域への一斉情報伝達手段を確保する。

8 高齢者福祉施策

デイサービスセンター「わくわく館」、診療所を中心とした介護サービスの充実・利用促進を図る。

高齢者の知識、技術、技能などを活用した育成組織の強化を図るとともに、高齢者と子供の交流を促進する。

9 集落整備施策

満足度の高い地域づくりを目指すため、地域の住民が、主体的に企画立案し実施する事業に対する財政支援を行う。

友好都市交流や農林業体験、自然体験イベントの実施を通し、他地域との交流を深め、集落の活性化と地域住民の積極的な地域づくりへの気運を高める。

集落に残る空き家をI・J・Uターン者に提供することで、地域資源の有効活用と集落の維持、集落自立の担い手確保を図る。

10 国土保全施策

宮ノ谷川の拡幅整備及びバイパス水路整備を行い、流下能力を確保する。

11 交流施策

ワーキングホリデーやエコ・グリーンツーリズム、ふるさと回帰希望者などの受入体制を整備するとともに、友好交流関係にある自治体などとの地域間交流を推進する。

九頭竜花桃回廊プロジェクトや華のジュータン形成事業などにより美しい山村づくりを行う。

化石発掘体験施設などの新たな観光施設を整備するとともに、既存観光施設の充実

や機能強化を図る。

地域住民や企業・団体等と協働し、農林水産業と観光業との連携を強化しながら、通年滞在型レクリエーション基地の形成を図る。

河川の水辺空間を利用して、水や魚に親しむことのできる河川環境の保全に務める。

ヤマメ、イワナ、アユなど淡水魚の放流を行い、魚類の増殖を図ることによって釣り客などの誘致を図るとともに、希少魚族であるアジメドジョウの保護に努める。

1 2 森林、農用地等の保全施策

木材生産のほか国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など、森林の持つ多面的機能の保持のため、植栽樹種の選定や施業箇所、方法に充分留意しながら造林を推進するとともに、木材の品質向上と早期育成を図るため、間伐作業や枝打ち作業などの保育事業を推進する。

また、木質バイオマス発電の主燃料となる間伐材等の未利用木材の安定的な供給の促進に取り組む。

1 3 担い手施策

労働力不足から困難になった農作業の受委託を促進するため、地域農業サポートセンターの積極的な活用を図るとともに、生産組織や意欲のある農家などを育成する。

移住定住を図るとともに、大自然の中で農業をしたいと希望する都会の若者などに新規に就農者になってもらうため、情報提供と受け入れ体制の充実を図る。

1 4 鳥獣害被害防止

増加傾向にある有害鳥獣による農作物被害の防止を図るため、集落ぐるみでの被害防止や捕獲などの鳥獣害対策を推進する。

V. 産業振興施策促進事項の記載について

産業振興施策促進事項の記載	記入欄
記載あり	
記載なし	○

VI. 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

振興山村地域は、振興山村の指定のほか、豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備促進に関する法律に基づく特定農山村地域及び過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域に指定されており、平成 27 年度に大野市過疎地域自立促進計画を策定している。

大野市では、今後のまちづくりの指針として、平成 22 年度に第五次大野市総合計画（計画期間は平成 23 年度から平成 32 年度まで）を策定していることから、同計画との整合性を図り施策を推進する。

また、平成 17 年の大野市・和泉村の合併に際し、新しいまちづくり計画（計画期間は平成 17 年度から平成 32 年度まで）を策定しており、同計画を踏まえ各種施策を展開するものとする。

なお、振興山村地域の一部は、奥越高原県立自然公園に指定されているため、事業実施段階においては関係部局との調整を図るとともに、自然景観の保全と周辺の景観との調和に留意し、施策の推進を図るものとする。